

ミャンマー：株式譲渡及び取締役変更の登記を行う際の提出書類に関するアナウンスメント

アジアニュースレター

2025 年 1 月 28 日号

執筆者:

[湯川 雄介](#)

y.yukawa@nishimura.com

[中島 朋子](#)

to.nakashima@nishimura.com

[鈴木 健文](#)

ta.suzuki@nishimura.com

※ 本ニュースレターは、2025 年 1 月 20 日現在の情報に基づいています。

2025 年 1 月 7 日に、Directorate of Investment and Company Administration（投資企業管理局、DICA）から、株式譲渡及び取締役変更の登録を行う際の提出書類に関するアナウンスメント（「本アナウンスメント」）が発出され、同 8 日から発効しましたので、その概要をお伝えします。

会社法上、株式資本の変更等があった場合、変更から 21 日以内に届出を行うことで登録する必要があり、実務上は Form C-3 を Myanmar Companies Online（MyCO）上で提出することで行われます。また、取締役等の選解任があった場合、変更から 28 日以内に届出を行うことで登録する必要があり、実務上は Form D-1 を MyCO 上で提出することで行われます。従前は、Form C-3 の提出にあたり、Form 以外の書類の提出は特に求められておらず、Form D-1 についても、取締役の選任があった場合における新任取締役の身分証を除き、Form 以外の書類の提出は特に求められていませんでしたが、本アナウンスメントにより、以下のとおり新たに書類の提出義務が課されることとなりました。

本アナウンスメントの概要は以下のとおりです。

- (1) 会社は、Form C-3 又は Form D-1 を MyCO へ提出する際、以下の文書を mycodica2.core@gmail.com 又は mycodica3.core@gmail.com に、申請フォームに添付して¹提出する必要がある。
 - (a) Form C-3 を提出する際は、会社法 83 条に従って作成された以下の文書。
 - (i) 株式譲渡の提出を承認する会社の取締役会の決議
 - (ii) 譲渡人及び譲受人により署名され、印紙税の支払の証拠を含む証書の写し
 - (b) Form D-1 を提出する際は、NRC 又はパスポートの写し及び会社法 189 条に従って作成された以下の文書。
 - (i) 株主総会の決議
 - (ii) 選任の場合は被選任者の署名済み就任承諾書、辞任の場合は辞任取締役の署名済み辞任届

¹ 弊事務所にて独自に DICA 担当者に照会したところによれば、かかる「申請フォーム」とは Form C-3（株式資本の変更等の場合）又は Form D-1（取締役等の選解任の場合）の写しを指し、（MyCO 上の提出に加え）メールにてこのような写しの送信を求める趣旨は、記録保管の目的とのことです。

(2) 各文書とともに提出された各申請書のみが審査され、承認される。

本アナウンスメントにより、株式譲渡や取締役の選解任にあたって、従前の MyCO への各 Form の提出等に加え、上記（１）の該当書類を所定のメールアドレス宛に送付する対応が必要となり、かかる対応を行わない限り申請内容の登記が受け付けられない可能性があります。近時、日本企業等においてミャンマーでの事業継続が困難になり、撤退を余儀なくされるケースがあり、株式譲渡（及びこれに付随する派遣取締役の退任）はかかる撤退手段として広く採用されており、かかる撤退時に必要な登録においても影響があります。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com